

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 21 年 1 月 16 日 (金) 第 8 0 5 8 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (22) (障害福祉課) 2 飼料の試験の結果の概要 (23) (畜産課) 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (24) (水産課) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (25) (東部総合事務所県民局) 3 指定居宅サービス事業者の廃止 (26) (東部総合事務所福祉保健局) 3 指定介護予防サービス事業者の廃止 (27) (〃) 3 土地改良事業計画の変更の認可 (28) (東部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 4 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (水産試験場) 8 一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第22号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
神経内科	肢体不自由	三島 香津子	鳥取市覚寺181 ウェルフェア北園渡辺病院

鳥取県告示第23号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成20年12月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエム アール鳥取	タイプKD	平成20年12月	動物性飼料	肉骨粉	無
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金 屋大高谷22-83 川東飼料組合	手嶋・三嶋T MR	〃	〃	〃	〃
日野郡日南町 日南TMRセン ター	日野郡日南町神戸上 3337-3 日南TMRセンター	鳥取ミックス	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第24号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取酒津加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第25号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成20年2月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成20年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほほえみ香房福祉作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中川 陽子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湖山町西二丁目121-11
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を行い、福祉の増進と障害者の自立支援を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
名称及び事務所等

鳥取県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 地域でくらす会 理事長 井上 徹	米子市内町 122	ヘルパーステー ションいくのさ ん家	鳥取市商栄町251 -4	訪問介護	平成20年12月31日

鳥取県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 地域でくらす 会理事長 井 上徹	米子市内町 122	ヘルパーステーシ ョンいくのさん家	鳥取市商栄町251 -4	介護予防訪 問介護	平成20年12月31日

鳥取県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市福部町高江131安田豊実ほか22人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業高江地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を平成20年12月25日認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年11月21日付鳥取県告示第759号）の内容
（告示の内容）

（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

湯谷神社	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の1
------	----------------------

〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の9
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の13
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の14
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の23
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の25
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の26
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の27
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の34
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の52
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の54
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の63
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の74
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の75
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野296の1
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野296の2
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野296の5
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野297
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野298の1
〃	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野298の2
〃	鳥取市河原町湯谷字樋ノ谷奥313
田中 信義	鳥取市河原町湯谷字大平301

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年11月11日付鳥取県告示第732号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安道 伸雄	八頭郡智頭町大字西宇塚字瓜屋418の2
長石傳十郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字岡城谷平843

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年12月5日付鳥取県告示第802号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

橋本 与吉	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1210
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1211
松本 みね	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の5（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の411
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の412
木山 徳光	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の159
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の207
中倉美寿恵	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の180（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山東平1141の35
橋本 国蔵	東伯郡琴浦町大字倉坂字小田又1126の1
山根伝四郎	東伯郡琴浦町大字倉坂字滝ノ上1132
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字滝ノ上1133
藤井永吉郎	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の1
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の3
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の4
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の6
山根友次郎	東伯郡琴浦町大字倉坂字小田又1129の1（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字小田又1129の6
有限会社倉坂信用購買組合	東伯郡琴浦町大字倉坂字今地谷1086
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1210
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1211

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月16日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
有限会社山田工業所 代表取締役 山田 利雄	鳥取市安長102	鳥取市細見字 鮎埴り649-9 外14筆 (105,352平方メートル)	風化花崗岩 (572,004立方メートル)	平成20年12月12日 から平成25年12月 11日まで	平成20年12月12日
			花崗岩 (35,426立方メートル)		
株式会社西日本鋳業 代表取締役 西村 信義	鳥取市気高町 新町三丁目26	鳥取市有富字 外輪谷口463外 133筆 (469,372平方メートル)	安山岩 (596,501立方メートル)	平成20年12月25日 から平成22年12月 24日まで	平成20年12月25日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

現行の沖合潮流予測モデル（九州大学応用力学研究所作成）の鳥取県沿岸潮流予測モデルへの転用の検証業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成21年3月31日まで

(4) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の各種調査委託に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、入札参加資格審査の申請書類を平成21年1月21日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年1月16日（金）から同年2月5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産試験場

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒684-0046 境港市竹内団地107

鳥取県農林水産部水産試験場総務課

電話 0859-45-4500

電子メール suisanshiken@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付

平成21年1月16日（金）から同月28日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=94502>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年1月16日（金）から同月28日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年2月5日（木）午前11時

境港市竹内団地107 鳥取県水産試験場 会議室（庁舎 2 階）

(6) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認書を、4の(1)の場所に平成21年1月28日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ヘリコプターテレビ映像配信システム機器 一式

(内訳)

ア 映像配信システム用映像配信装置	ネットワーク映像サーバー	1台
イ 映像配信システム用映像配信装置	モニターユニット	10台
ウ 映像配信システム用ルータ	ルータ	9台
エ 映像配信システム用伝送装置(送受信)	モバイルアップルータ	2台
オ 映像配信システム用記録装置	ハードディスクレコーダー	1台

(アからオまでに掲げる物品の保守等の業務を含む。)

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年3月1日から平成26年2月28日まで

(4) 納入期限

平成21年2月28日(土)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからオまでに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年1月22日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年1月16日(金)から同年2月6日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年1月16日(金)から同月30日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年2月6日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月5日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年2月4日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称

鳥取県警察学校等給食業務委託

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 鳥取市伏野46-5 鳥取県警察学校

イ 鳥取市伏野1738-11 鳥取県警察本部警備部機動隊

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他の給食業務に係るものに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年1月27日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年1月16（金）から同年2月10日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札

参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年1月16日（金）から同月26日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成21年1月28日（水）午後2時

鳥取県警察学校合同教室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年2月10日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日（月）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年2月4日（水）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ

がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。